

II-2 事務所の名称について

1、「行政書士」の明示

行政書士法施行規則第2条の14（事務所の表示）の規定により「行政書士は、その事務所に行政書士の事務所であることを明らかにした表札を掲示しなければならない」こととされています。

事務所の名称は行政書士名簿に登録されます。そこで、事務所の名称には「行政書士」の文言を明示するようにしてください。

2、同一名称の使用禁止

登録申請者は、単位会の区域内で既に行政書士名簿に登録されている個人会員の事務所の名称又は行政書士法人名簿に登載されている法人会員の事務所の名称と同一の名称を使用することはできません。

ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではありません。

- (1) 個人開業行政書士が、その氏又は氏名を使用する場合
- (2) 行政書士法人が、その社員の氏又は氏名を用いる場合
- (3) 個人開業行政書士が、現に行政書士名簿に登録されている事務所の名称を当該会員が社員となって設立する行政書士法人の名称として使用する場合

《 同一名称の有無の検索について 》

事務所の名称は、同一都道府県内に既に登録されている同一の名称がある場合には使用することができませんので、日行連ホームページの事務所名称検索機能（トップページ⇒登録案内⇒行政書士登録について⇒事務所名称の存否確認⇒名称検索ページ）により、同一名称の有無をあらかじめ確認するようにしてください。

3、制限事項

- (1) 他の法律において使用を制限されている名称

①「法律」の文言が含まれる名称は不可とする。

- (2) 他の資格と誤認されるおそれのある名称

①他業種と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。

例：「司法」「税務」等

②行政書士個人として届け出るため、兼業者の場合であっても他資格の名称が含まれるものは不可とする。

例：「甲野行政書士・司法書士事務所」等

- (3) 国又は地方公共団体の機関と誤認されるおそれのある名称

行政の主体と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。

(4) 行政書士の品位を害する名称

公序良俗に反するものは不可とする。

4、名称使用の責任

個人行政書士又は行政書士法人の事務所の名称に関する問題は自己責任となりますので、名称決定にあたっては、十分に調査・確認をするようにお願いします。